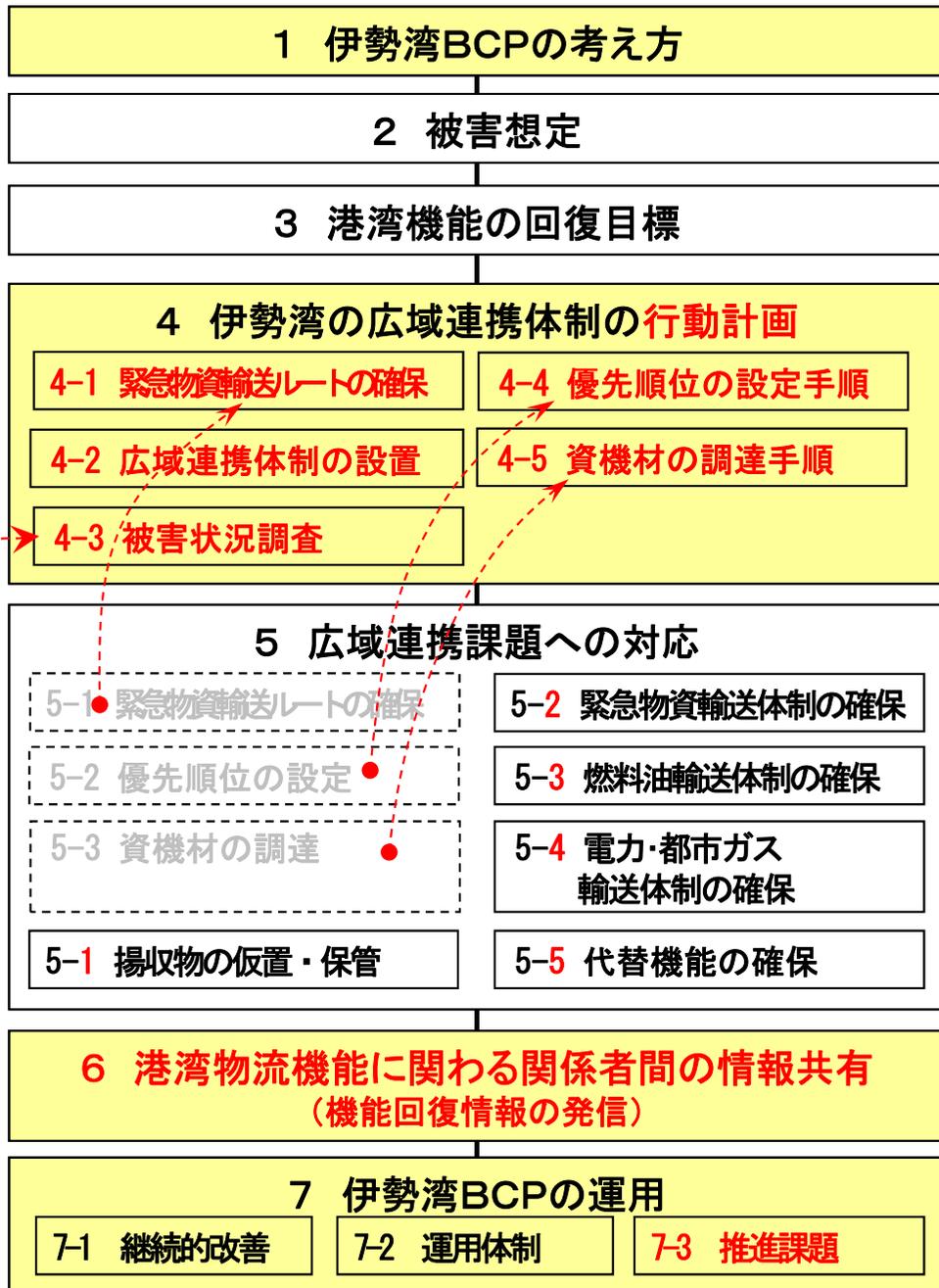


伊勢湾BCP及び緊急確保航路等 航路啓開計画の構成改訂(案)

1. 伊勢湾BCP改訂(案)の構成

■伊勢湾BCP

今回の図上訓練でいただいた意見と関連が深い項目



・尾鷲港を伊勢湾BCPに位置付ける。

- ・「4 伊勢湾の広域連携体制の構築」を「4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画」と改め、関係機関の活動の手順を整理する。
- ・「5 広域連携課題」のうち、訓練等を通じて対応が明確になった内容は、「行動計画」として整理する。
- ・4-1緊急物資輸送ルートの確保(緊急物資輸送ルート確保までの活動の手順とタイムライン)
- ・4-2広域連携体制の設置(発動基準、包括協定等)
- ・4-3被害状況調査(緊急確保航路等航路啓開計画より移動、包括協定を反映、情報収集の役割分担を修正)
- ・4-4優先順位の設定手順(訓練を踏まえた手順)
- ・4-5資機材の調達手順(包括協定に基づく資機材の調達手順)

・元の5-1、5-2、5-3は、訓練の結果を受けて見直し、「4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画」に移動

6に以下の内容を追記

- ・広域連携体制は、大規模災害発生後、協議会構成機関に情報発信できる体制を速やかに構築する。
- ・確定情報は、更新時期を明示しポータルサイトを通じて配信する。

7-3 今年度の改訂には反映できないが、引き続き検討する内容を「推進課題」として整理。
例) 各機関におけるつながりやすい通信手段の導入、優先順位の検討に必要で入手可能な情報のリストアップと入手方法、限られた情報による優先順位の判断手順の整理、尾鷲港の伊勢湾BCPへの位置づけ等

緊急確保航路等航路啓開計画3より

2. 緊急確保航路等航路啓開計画改定(案)の構成

■ 緊急確保航路等航路啓開計画

今回の図上訓練でいただいた意見と関連が深い項目

1 計画の前提

2 航路啓開の実施体制と手順

- 2-1 実施体制
- 2-2 航路啓開の手順と関係機関の役割
- 2-3 円滑な作業調整及び作業許可の迅速化

2-2 包括協定の反映、タイムライン、優先順位の手順の見直しを反映

2-3 中部地方整備局港湾空港部と第四管区海上保安本部による、届出書及び作業許可申請書の簡略化、作業許可申請等の弾力的かつ臨機応変な手続きに関する協議結果を反映

3 被害状況調査計画

3-1 被害状況の把握 3-2 被害状況の早期把握

3 伊勢湾BCP「4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画」に移動

4 深浅測量計画

- 4-1 事前測量 4-3 供用開始の決定・通知
- 4-2 確認測量

4-1 第四管区海上保安本部と連携して事前測量を実施することを追記

4-2 関係機関の役割を明記

4-3 確定情報は、ポータルサイトを通じて配信

5 浮遊物・障害物除去作業計画

5-1 浮遊物除去 5-2 障害物除去

6 応急公用負担権限等の行使手続き

- 6-1 応急公用負担権限の考え方
- 6-2 応急公用負担権限行使の手順
- 6-3 応急沿いの代行（災害対策基本法）